

第3節

国家の緊急事態への対処にかかる取組など

これまで述べたような、わが国の防衛や各種の事態への対応を適切に行い、わが国の平和と安全を確保するためには、平素から法制面、運用面などで十分な体制をとっておく必要がある。

このような観点から、防衛庁では、約25年にわたりいわゆる「有事法制」について検討を行ってきた。本年、通常国会で、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案（武力攻撃事態対処法案）」など武力攻撃事態対処関連3法案が、昨年の通常国会から引続き審議され、本年6月6日、成立した。

本節では、これらの法律を整備する意義や成立に至るまでの取組の状況、武力攻撃事態対処関連3法の概要について説明する。

1 武力攻撃事態などへの対応に関する法制への取組

法整備の意義など

(1) わが国における法整備の意義

わが国に対する武力攻撃など、国や国民の平和と安全にとって最も重大な事態への対処について、国として基本的な体制の整備を図ることは極めて重要である。中でも関連する法制は国家として当然整備すべきものであり、また、わが国の長年の課題でもある。

さらに、このような法制の整備は、わが国に対する武力攻撃事態などの未然防止に資するほか、武力攻撃事態などにおけるシビリアン・コントロールの貫徹の観点からも重要である。

(2) わが国における有事法制の研究

一般論として、わが国に対する武力攻撃が発生した場合に必要な法制は、自衛隊の行動にかかわる法制、米軍の行動にかかわる法制、自衛隊及び米軍の行動に直接かわらないが国民の生命、財産を保護するための法制、の3つが考えられる。

これら3つの法制のうち、自衛隊の行動にかかわる法制は、1977（昭和52）年、内閣総理大臣の了承の下、防衛庁長官の指示により、近い将来に国会提出を予定した立法準備ではないとの前提で開始された。

現行の自衛隊法などによって、わが国に対する武力攻撃が発生した場合の自衛隊の任務遂行に必要な法制の骨幹は整備されているが、なお残された国内法制上の諸問題の研究を行ったものである。

この研究は、防衛庁所管の法令（第1分類）、防衛庁所管以外の法令（第2分類）、所管官庁が明確ではない事項に関する法令（第3分類）の3つに分類して行われ、第1分類と第2分類については、それぞれ81（同56）年、84（同59）年に問題点の概要を公表した。

こうした、約25年にわたる研究の成果を踏まえ、昨年4月、政府は通常国会に、武力攻撃事態対処関連3法案を提出した。

法整備などにかかるこれまでの取組

(1) 第154回通常国会（昨年）での審議

昨年2月、小泉総理は、通常国会の施政方針演説で、「国民の安全を確保し、有事に強い国づくりを進めるため、与党とも緊密に連携しつつ、有事への対応に関する法律について、取りまとめを急ぎ、関連法案を今国会に提出します。」と述べた。

また、同年4月、「国家の緊急事態への対処態勢に関する内閣総理大臣談話」で、わが国の緊急事態対処の全般を見直して、いかなる事態にも対応できる安全な国づくりを進めるため、当面する課題への対応として、安全保障会議の機能の更なる強化、武装不審船に対する効果的かつ安全な対処態勢の整備、テロ対策の推進の継続、自衛隊と警察機関のより緊密な連携のための運用面の改善、武力攻撃事態に対処するための法制の整備、に全力で取り組むことを表明した。

こうして、同年4月、政府は、「武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案」、「安全保障会議設置法の一部を改正する法律案」、「自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案」（武力攻撃事態対処関連3法案）を閣議決定し、国会に提出した。

衆議院の武力攻撃事態対処特別委員会では、「武力攻撃事態」は、「武力攻撃（武力攻撃のおそれのある場合を含む。）が発生した事態又は事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態」と定義されており、「武力攻撃事態」を「予測」を含めて包括的に定義しているのでわかりにくい、武力攻撃事態以外の緊急事態への対応、例えば武装不審船事案や大規模テロなどの新たな脅威に対する政府の対応が具体的に示されていない、

国民の保護のための法制について、全体像が示されていない、などの意見があり、約67時間にわたる審議の末、継続審査の扱いとなった。

(2) 第154回通常国会終了後の政府の取組

政府は、国家の緊急事態への対処について、昨年の通常国会での議論も十分に踏まえ、国会終了後、速やかに国民の保護のための法制などの個別の事態対処法制の内容を深める作業を行うとともに、テロ・不審船などの武力攻撃事態以外の緊急事態への対処についても総点検を行い、必要な検討を進めることとした。

本件は、政府を挙げて一体となって取り組むべき重要課題であることから、防衛庁では、防衛庁長官を委員長とする、「防衛庁国家緊急事態対処検討委員会」を設置し、検討を推進することとした。

(3) 第155回臨時国会（昨年）での審議

昨年10月、小泉総理は、臨時国会の所信表明演説で、「今国会においては、有事法制（中略）など継続審査となっている法案に優先的に取組み、成立を期します。（中略）有事への「備え」に関する法制については、先の通常国会での議論を踏まえ、基本的な枠組みに加え、国民保護のための法制など個別の法制について検討してまいりました。法

）平成14年版防衛白書
3章4節1（p144～155）
参照。
http://jda-clearing.jda.go.jp/kunrei/w_fd/2002/honmon/frame/at1403040103.htm http://jda-clearing.jda.go.jp/kunrei/w_fd/2002/honmon/frame/at1403040104.htm http://jda-clearing.jda.go.jp/kunrei/w_fd/2002/honmon/frame/at1403040105.htm

案審議を通じて、国民の理解と協力を得られるよう取り組みます。」と述べた。

昨年の通常国会における審議を踏まえ、継続審査の扱いとなっている法案（政府原案）に対する与党修正案が提出された。その概要は次のとおりである。

「武力攻撃事態」の定義について、いわゆる「予測」事態まで含んでいたそれまでの定義から、「予測」事態を切り離して事態を二分し（「武力攻撃事態」と「武力攻撃予測事態」）、それぞれの事態について、対処の基本理念などを明らかにするとともに、それぞれの定義をわかりやすいものとする。

武力攻撃事態以外の緊急事態対処のための措置として、武装不審船事案や大規模テロなどの新たな脅威への対処に取り組む旨や、これらの事態に対処するために必要な施策の内容などを明示する。

国民の保護のための法制について、その整備を迅速かつ集中的に推進するとともに、その整備に当たっては地方公共団体、民間機関などの意見を聴き、広く国民の理解を得ることが必要であることから、内閣に、国民保護法制整備本部を設置する（当時、検討されていた国民の保護のための法制のイメージは図表参照。）

本臨時国会においては、与党修正案は廃案となったが、政府原案は継続審査の扱いとなり、次期国会にもちこされることとなった（この段階で審議時間は約71時間）。

有事における国民の権利

Q&A

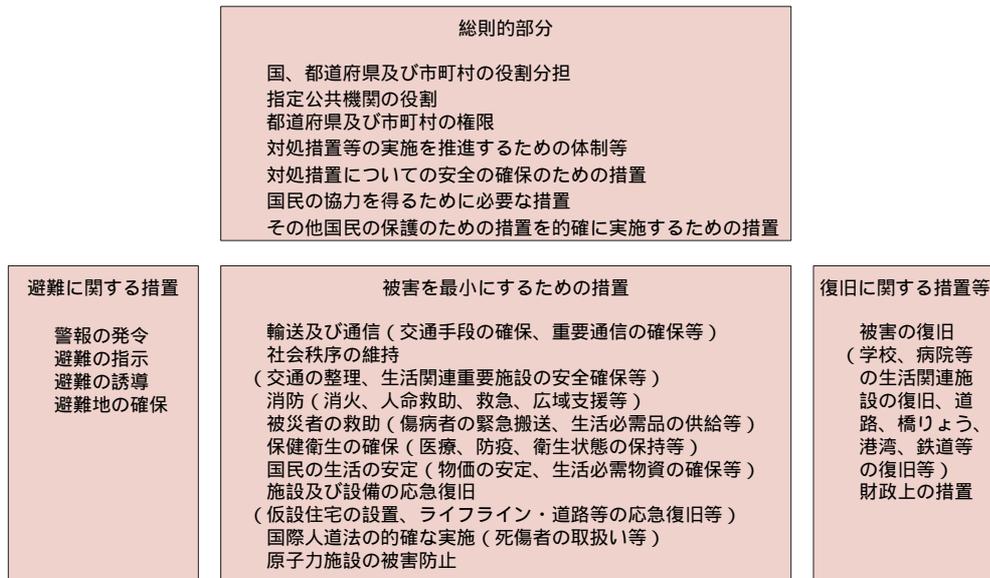
Q：武力攻撃事態等の際に国民の権利を制限することは、憲法に反するのでは？

A：武力攻撃事態対処法には、基本理念として、日本国憲法の保障する国民の自由と権利について、最大限に尊重されなければならない旨明記しています。

一方で、有事の際に、国民の権利に制限を加えたとしても、国や国民の安全を確保するという高度の公共の福祉のため合理的な範囲と判断される限りにおいては、その制限は、憲法第13条（個人の尊厳、幸福追求権・公共の福祉）などの規定には違反しません。

権利の制限を伴う対処措置については、今後、国民の保護のための法制など個別の法制の中で基本理念にのっとり具体化されることとなりますが、制限される権利の内容や性質、制限の程度などと、権利を制限することで達成しようとする公益の内容や程度、緊急性などを総合的に勘案して、その必要性を具体的に検討することとなります。

国民の保護のための法制のイメージ



（注）この図は、法制のイメージを例示的に示したものであり、今後変更があり得る。

（内閣官房作成）

（４）第156回通常国会（本年）での審議

本年1月、小泉総理は、通常国会の施政方針演説で、「武装不審船、大規模テロを含む国家の緊急事態への対処態勢を充実し、継続審査となっている有事関連法案の今国会における成立を期します。」と述べた。

また、政府は、衆議院の武力攻撃事態対処特別委員会で、地方公共団体や関係する民間機関などの意見を踏まえ、いわゆる国民の保護のための法制の概要を提示し、政府案に対する理解を求めた。

野党の民主党は、政府原案に対して、「緊急事態への対処及びその未然の防止に関する基本法案」など、政府原案への対案と修正案を提出し、与党3党と民主党との間で協議した結果、政府原案に対する修正合意が次のとおり成立した。

【武力攻撃事態対処法案】

「武力攻撃事態」の定義：政府案の「武力攻撃事態」から、いわゆる「予測」を切り離し、事態を二分（「武力攻撃事態」と「武力攻撃予測事態」）

基本的人権の保障：日本国憲法第14条、第18条、第19条、第21条、その他の基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない旨を明記。

国民への情報提供：武力攻撃事態等への対処に関する基本理念の一つとして、武力攻撃事態等及びこれへの対処に関する状況について、適時適切に国民に明らかにされなければならない旨を明記。

武力攻撃事態等の認定：武力攻撃事態等の認定に加え、「当該認定の前提となった事実」を対処基本方針に定める内容として明記。

国会の議決による対処措置の終了：内閣総理大臣が対処基本方針の廃止につき、閣議の決定を求めなければならない場合として、「国会が対処措置を終了すべきことを議決したとき」を追加。

個別の法制整備と法律案の施行期日：個別の法制整備を「速やかに」行う。個別の法制整備に密接に関連する次の規定については、別に法律で定める日から施行。

法案第14条（対策本部長の権限）、法案第15条（内閣総理大臣の権限）、法案第16条（総合調整又は指示が行われた場合の損失に関する財政上の措置）

国民の保護のための法制の整備：国民の保護のための法制に関し、広く国民の意見を求め、その整備を迅速かつ集中的に推進するため、内閣に、国民保護法制推進本部を設置。

武力攻撃事態以外の緊急事態対処のための措置：武装不審船事案や大規模テロなどの新たな脅威に対して取り組む旨を明示。これらの事態に対処するために必要な施策の内容を明示。速やかに必要な施策を講ずべき旨を明記。

緊急事態への対処に関する組織：附則に、国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態への迅速かつ的確な対処に資する組織の在り方について検討を行う旨を規定。
[安全保障会議設置法改正案及び自衛隊法等改正案]

「武力攻撃事態」の定義を修正し、「武力攻撃事態」と「武力攻撃予測事態」とに分けることなどに伴い修正。

以上のような修正合意を踏まえ、5月5日、与野党を含む約9割の賛成多数で衆議院本会議を通過、6月6日、参議院本会議においても同様の賛成多数で武力攻撃事態対処関連3法が可決、成立した。

武力攻撃事態等への対処に関する法制の全体像について

<p>武力攻撃事態対処法</p> <p>I 総則</p> <ol style="list-style-type: none"> 武力攻撃事態等への対処に関する基本理念 国、地方公共団体、指定公共機関の責務 国と地方公共団体との役割分担 国民の協力 <p>II 武力攻撃事態等への対処のための手続など</p> <ol style="list-style-type: none"> 対処基本方針及びその国会承認 対策本部の設置、組織、所掌事務など 対策本部長の権限（総合調整） 内閣総理大臣の権限（指示、自らの対処措置の実施） 総合調整又は指示にかかる損失に関する財政上の措置 安全の確保 国連安保理事会への報告など <p>III 武力攻撃事態等への対処に関する法制の整備</p> <ol style="list-style-type: none"> 事態対処法制の整備に関する基本方針 事態対処法制の整備 事態対処法制の計画的整備 国民保護法制整備本部 <p>IV その他の緊急事態対処のための措置</p> <p>武力攻撃事態等以外の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態に迅速かつ的確に対処するため、武装不審船の出現、大規模テロの発生などを踏まえ、必要な施策を速やかに講ずる。</p> <p>附則</p> <ol style="list-style-type: none"> 公付の日（3～5は別に法律で定める日）から施行 国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態への迅速かつ的確な対処に資する組織のあり方について検討 	<p>安全保障会議設置法改正</p> <p>事態対処にかかわる安全保障会議の役割の明確化・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 諮問事項の追加 議員に関する規定の整備 事態対処専門委員会の設置 	<p>今後の事態対処法制の整備 [総合的、計画的かつ速やかに整備] 国民の保護のための法制については1年以内を目標に整備(附帯決議)] [III-3]</p>
	<p>自衛隊法等改正</p> <p>自衛隊の行動の円滑化</p> <p>自衛隊法などの改正</p> <ul style="list-style-type: none"> 物資の収用など 防御施設構築の措置及びこれに伴う権限 緊急通行 保管命令に違反して隠匿した者など及び立入検査を拒んだ者などに対する罰則 防衛出動手当の支給など <p>自衛隊法による関係法の特例、適用除外</p> <ul style="list-style-type: none"> 部隊の移動、輸送 土地の利用 建築物構造 衛生医療 戦死者の取扱 	<p>国民の生命などの保護、国民生活などへの影響を最小にするための措置 [III-2]</p> <ul style="list-style-type: none"> 警報、避難、被災者救助、消防など 施設・設備の応急の復旧 保健衛生の確保、社会秩序の維持 輸送、通信 国民の生活の安定 被害の復旧
		<p>自衛隊の行動を円滑かつ効果的なものとするための措置など [III-2]</p> <ul style="list-style-type: none"> 捕虜の取扱 電波の利用など 船舶・航空機の航行
		<p>米軍の行動を円滑かつ効果的なものとするための措置 [III-2]</p>

(注) 1 「武力攻撃事態等」とは「武力攻撃事態」及び「武力攻撃予測事態」をいう。
「武力攻撃事態」とは、わが国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
「武力攻撃予測事態」とは、武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
2 今後の事態対処法制の整備において国際人道法的確な実施を確保。

武力攻撃事態対処関連3法の概要

【武力攻撃事態対処法】

(1) 目的

この法律は、

武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。）への対処について、基本理念、国、地方公共団体などの責務、国民の協力その他の基本となる事項を定めることにより、武力攻撃事態等への対処のための態勢を整備し、

併せて武力攻撃事態等への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項を定め、もってわが国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

(2) 武力攻撃事態等

ア 武力攻撃事態とは、わが国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。

イ 武力攻撃予測事態とは、武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。

(3) 対処措置

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する次の措置。

ア 武力攻撃事態等を終結させるためにその推移に応じて実施する次の措置

(ア) 自衛隊が実施する武力の行使、部隊などの展開その他の行動

(イ) 自衛隊の行動及び米軍の行動が円滑かつ効果的に行われるために実施する物品、施設又は役務の提供その他の措置

(ウ)(ア)及び(イ)のほか、外交上の措置その他の措置

イ 国民の生命、身体及び財産の保護、又は国民生活及び国民経済への影響を最小とす
るために武力攻撃事態等の推移に応じて実施する次の措置

(ア) 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、施設及び設備の応急の復旧その他の措置

(イ) 生活関連物資などの価格安定、配分その他の措置

(4) 基本理念

ア 武力攻撃事態等への対処においては、国、地方公共団体及び指定公共機関が、国民の協力を得つつ、相互に連携協力し、万全の措置が講じられなければならない。

イ 武力攻撃予測事態においては、武力攻撃の発生が回避されるようにしなければならない。

ウ 武力攻撃事態においては、武力攻撃の発生に備えるとともに、武力攻撃が発生した場合には、これを排除しつつ、その速やかな終結を図らなければならない。ただし、武力攻撃が発生した場合においてこれを排除するに当たっては、武力の行使は、事態に応じ合理的に必要と判断される限度においてなされなければならない。

エ 武力攻撃事態等への対処においては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない。これに制限が加えられる場合にあっても、その制限は当該武力攻撃事態等に対処するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われなければならない。

この場合において、憲法第14条（法の下での平等）、第18条（奴隷的拘束及び苦役からの自由）、第19条（思想及び良心の自由）、第21条（集会・結社・表現の自由、通信の

秘密)その他の基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない。

オ 武力攻撃事態等においては、当該武力攻撃事態等及びこれへの対処に関する状況について、適時、かつ、適切な方法で国民に明らかにされるようにしなければならない。

カ 武力攻撃事態等への対処においては、日米安保条約に基づいて米国と緊密に協力しつつ、国連をはじめとする国際社会の理解及び協調的行動が得られるようにしなければならない。

(5) 国の責務など

ア 国は、わが国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つため、武力攻撃事態等において、わが国を防衛し、国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護する固有の使命を有することから、基本理念にのっとり、組織及び機能のすべてを挙げて、武力攻撃事態等に対処するとともに、国全体として万全の措置が講じられるようにする責務を有する。

イ 地方公共団体は、その地方公共団体の地域並びにその地方公共団体の住民の生命、身体及び財産を保護する使命を有することにかんがみ、国及び他の地方公共団体その他の機関と相互に協力し、武力攻撃事態等への対処に関し、必要な措置を実施する責務を有する。

ウ 指定公共機関は、国及び地方公共団体その他の機関と相互に協力し、武力攻撃事態等への対処に関し、その業務について、必要な措置を行う責務を有する。

エ 武力攻撃事態等への対処の性格にかんがみ、国においては武力攻撃事態等への対処に関する主要な役割を担い、地方公共団体においては武力攻撃事態等におけるその地方公共団体の住民の生命、身体及び財産の保護に関して、国の方針に基づく措置の実施その他適切な役割を担うことを基本とするものとする。

オ 国民は、国及び国民の安全を確保することの重要性にかんがみ、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が対処措置を行う際は、必要な協力をするよう努めるものとする。

(6) 対処基本方針

ア 政府は、武力攻撃事態等に至ったときは、次の事項を定めた武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針(対処基本方針)を閣議で決定する。

(ア) 武力攻撃事態であること又は武力攻撃予測事態であることの認定及び当該認定の前提となった事実

(イ) その武力攻撃事態等への対処に関する全般的な方針

(ウ) 対処措置に関する重要事項

イ 武力攻撃事態において内閣総理大臣が(ア)から(オ)までの措置を行なう場合、又は武力攻撃予測事態において(ア)から(ウ)までの措置を行う場合には、その旨をア(ウ)の重要事項として対処基本方針に記載しなければならない。

(ア) 防衛庁長官が予備自衛官及び即応予備自衛官などの防衛招集命令を発することの承認

(イ) 防衛庁長官が防衛出動待機命令を発することの承認

(ウ) 防衛庁長官が防御施設構築の措置を命ずることの承認

(エ) 防衛出動を命ずることについての国会承認の求め

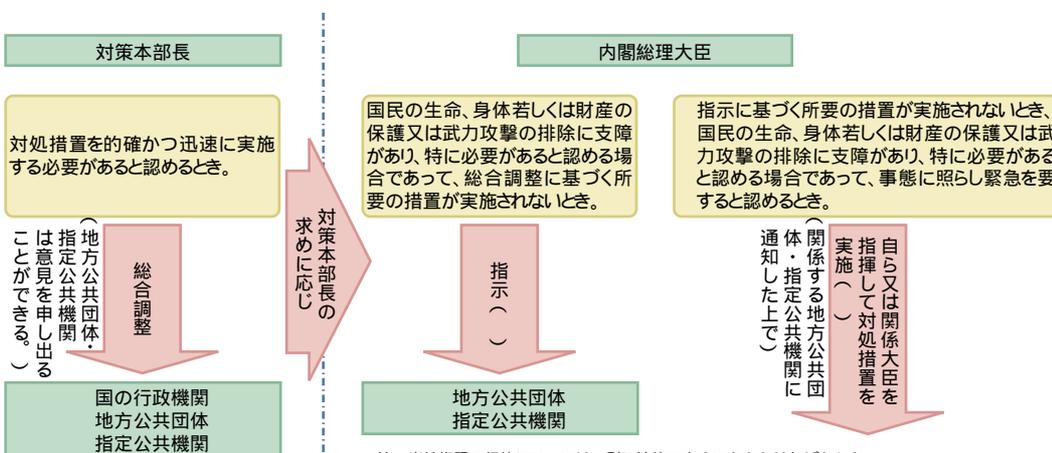
(オ) 防衛出動を命ずること(特に緊急の必要があり事前に国会承認を得るいとまがない場合)

- ウ 対処基本方針については、閣議決定後、直ちに国会の承認を求めなければならない。
- エ 不承認の決議があったときは、その議決に係る対処措置は、速やかに、終了しなければならない。防衛出動を命じた自衛隊については、直ちに撤収を命じなければならない。
- オ 防衛出動を命ずることにつき国会の承認が得られたときは、対処基本方針を変更して、防衛出動を命ずる旨を記載する。
- カ 内閣総理大臣は、対処措置を行う必要がなくなったと認めるとき又は国会が対処措置を終了すべきことを議決したときは、対処基本方針の廃止につき、閣議の決定を求めなければならない。

(7) 対策本部

- ア 対処基本方針が定められたときは、対処基本方針の実施を推進するため、内閣に、内閣総理大臣を長とする武力攻撃事態対策本部（対策本部）を設置する。対策副本部長及び対策本部員は国務大臣をもって充てる。
 - イ 対策副本部長は、対処基本方針に基づき、対処措置に関する総合調整を行うことができる。
 - ウ 内閣総理大臣は、国民の生命、身体若しくは財産の保護又は武力攻撃の排除に支障があり、特に必要があると認める場合であって、総合調整に基づく所要の対処措置が行われないときは、対策副本部長の求めに応じ、別に法律で定めるところにより、関係する地方公共団体の長などに対し、その対処措置を実施すべきことを指示することができる。
 - エ 内閣総理大臣は、次の場合において、対策副本部長の求めに応じ、別に法律で定めるところにより、関係する地方公共団体の長などに通知した上で、自ら又はその対処措置にかかわる事務を所掌する大臣を指揮し、その地方公共団体又は指定公共機関が行うべき対処措置を行い、又は行わせることができる。
- (ア) 指示に基づく所要の対処措置が行われないとき。
- (イ) 国民の生命、身体若しくは財産の保護又は武力攻撃の排除に支障があり、特に必要があると認める場合であって、事態に照らし緊急を要すると認めるとき。
- オ 政府は、対処措置の実施に関し、上記の総合調整又は指示に基づく措置の実施により当該地方公共団体又は指定公共機関が損失を受けたときは、その損失に関し、必要な財政上の措置を講ずる。
- カ 政府は、地方公共団体及び指定公共機関が行う対処措置について、その内容に応じ、安全の確保に配慮しなければならない。
- (注) 上記イ～オは、別に法律で定める日から施行

内閣総理大臣・対策副本部長の権限の規定など



(注) 当該権限の行使については、別に法律で定めておかなければならない。

(8) 国連安全保障理事会への報告

政府は、国連憲章第51条などに従って、武力攻撃の排除に当たってわが国が講じた措置について直ちに国連安保理事会に報告しなければならない。

(9) 事態対処法制の整備

ア 基本方針

(ア) 武力攻撃事態等への対処に関する基本理念にのっとり、武力攻撃事態等への対処に関して必要となる法制を整備する。

(イ) 事態対処法制は、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施が確保されたものでなければならない。

(ウ) 事態対処法制の整備に当たっては、対処措置について、その内容に応じ、安全の確保のために必要な措置を講ずる。

(エ) 事態対処法制の整備に当たっては、対処措置及び被害の復旧に関する措置が的確に実施されるよう必要な財政上の措置を講ずる。

(オ) 事態対処法制の整備に当たっては、武力攻撃事態等への対処において国民の協力が得られるよう必要な措置を講ずる。この場合、国民が協力をしたことにより受けた損失に関し、必要な財政上の措置を併せて講ずる。

(カ) 事態対処法制について国民の理解を得るために適切な措置を講ずる。

イ 政府は、事態対処法制の整備に当たっては、次の措置が適切かつ効果的に行われるようにする。

(ア) 国民の生命、身体及び財産の保護、又は国民生活及び国民経済への影響を最小とするための措置

a 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、消防などに関する措置

b 施設及び設備の応急の復旧に関する措置

c 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置

d 輸送及び通信に関する措置

e 国民の生活の安定に関する措置

f 被害の復旧に関する措置 など

(イ) 自衛隊の行動を円滑かつ効果的にするための措置その他の武力攻撃事態等を終結させるための措置

a 捕虜の取扱いに関する措置

b 電波の利用その他通信に関する措置

c 船舶及び航空機の航行に関する措置 など

(ウ) 米軍の行動を円滑かつ効果的にするための措置

ウ 政府は、事態対処法制の整備を総合的、計画的かつ速やかに実施しなければならない。

エ イ(ア)の措置に係る法制(国民の保護のための法制)の整備を迅速かつ集中的に推進するため、内閣に、内閣官房長官を長とする国民保護法制整備本部を置く。整備本部員は、内閣総理大臣及び内閣官房長官を除くすべての国務大臣をもって充てる。

(10) その他の緊急事態への対処のための措置

ア 政府は、わが国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保を図るため、武力攻撃事態等以外の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態に迅速かつ的確に対処する。

イ 政府は、武装した不審船の出現、大規模なテロリズムの発生などのわが国を取り巻

く諸情勢の変化を踏まえ、以下の措置などを速やかに講ずる。

- (ア) 情報の集約、事態の分析・評価を行うための態勢の充実
- (イ) 各種の事態に応じた対処方針の策定の準備
- (ウ) 警察、海上保安庁などと自衛隊の連携の強化
- (11) 施行期日など

ア この法律は公布の日から施行する。ただし、第14条（対策本部長の権限（総合調整））、第15条（内閣総理大臣の権限（指示・自らの対処措置の実施））及び第16条（総合調整又は指示が行われた場合の損失に関する財政上の措置）の規定は、別に法律で定める日から施行する。

）本法は、本年6月13日に公布された（法律第79号）

イ 政府は、国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態へのより迅速かつ的確な対処に資する組織のあり方について検討を行う。

【安全保障会議設置法の一部を改正する法律】

(1) 安全保障会議への諮問事項

次の項目を諮問事項に追加する。

- ア 武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針（「対処基本方針」）
- イ 内閣総理大臣が必要と認める武力攻撃事態等への対処に関する重要事項
- ウ 内閣総理大臣が必要と認める重大緊急事態への対処に関する重要事項

(2) 安全保障会議の議員

ア 総務大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣を議員に加え、経済財政政策担当大臣を議員から除く。

イ 必要があると認めるときは、議員である国務大臣以外の国務大臣を、議案を限って、議員として臨時に会議に参加させることができるものとする。

ウ 事態対処に関し、事態の分析及び評価について特に集中して審議する必要があると認める場合は、議員を限って事案について審議を行うことができるものとする。ただし、その他の議員を審議に参加させるべき特別の必要があると認めるときは、臨時に当該審議に参加させることができるものとする。

(3) 安全保障会議を専門的に補佐する組織

事態対処に関する安全保障会議の審議を迅速かつ的確に実施するため、必要な事項に関する調査・分析を行い、その結果に基づき、安全保障会議に進言する組織として、事態対処専門委員会（委員長：内閣官房長官）を、安全保障会議に置く。

【自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律】

{自衛隊法の一部改正}

(1) 防衛出動時における物資の収用などにかかわる規定の整備

ア 自衛隊法第103条の規定により土地を使用する場合において、その土地の上にある立木その他土地に定着する物件（家屋を除く。）が自衛隊の任務遂行の妨げとなると認められるときは、都道府県知事（自衛隊の行動にかかわる地域において事態に照らし緊急を要すると認めるときは、防衛庁長官又は政令で定める者。）（イ、エにおいて同じ。）は、その立木などを移転することができる。この場合において、事態に照らし移転が著しく困難であると認めるときは、その立木などを処分することができる。

イ 自衛隊法第103条の規定により自衛隊の行動にかかわる地域において家屋を使用する場合に、自衛隊の任務遂行上やむを得ない必要があると認められるときは、都道府県

知事は、その必要な限度において、その家屋の形状を変更することができる。

ウ 自衛隊法第103条の規定による処分の対象となる施設、土地、物資などを防衛出動を命ぜられた自衛隊の用に供するため必要な事項は、都道府県知事とその処分を要請した者とが協議して定める。

エ 自衛隊法第103条により処分を行う場合には、都道府県知事は、公用令書を交付して行わなければならない。ただし、土地の使用に際して公用令書を交付すべき相手方の所在が知れない場合その他の政令で定める場合にあっては、政令で定めるところにより事後に交付すれば足りる。

オ 自衛隊法第103条の規定により都道府県知事が行う事務に要する経費は、国庫の負担とする。

カ 上記のほか、自衛隊法第103条の規定による処分にかかわる立入検査、損失補償などについて災害救助法の規定を準用していたのを改め、これらについて同条で明示的に規定する。

(2) 防衛出動下令前の防衛施設構築の措置などにかかわる規定の新設

ア 防衛庁長官は、事態が緊迫し、防衛出動命令が発せられることが予測される場合において、出動が命ぜられた自衛隊の部隊を展開させることが見込まれ、かつ、防備をあらかじめ強化しておく必要があると認める地域(展開予定地域)があるときは、内閣総理大臣の承認を得た上、その範囲を定めて、自衛隊の部隊などにその展開予定地域内において陣地その他の防御のための施設(防衛施設)を構築する措置を命ずることができる。

イ 上記アの措置の職務に従事する自衛官は、展開予定地域内においてその職務を行うに際し、自己又は自己とともにその職務に従事する隊員の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。その場合、正当防衛又は緊急避難に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

ウ 上記アの措置を命ぜられた自衛隊の部隊などの任務遂行上必要があると認められるときは、都道府県知事は、展開予定地域内において、防衛庁長官などの要請に基づき、土地を使用することができる。

エ 上記ウにより土地を使用する場合において、立木などが自衛隊の任務遂行の妨げとなると認められるときは、都道府県知事は、その立木などを移転することができる。この場合において、事態に照らし移転が著しく困難であると認めるときは、その立木などを処分することができる。

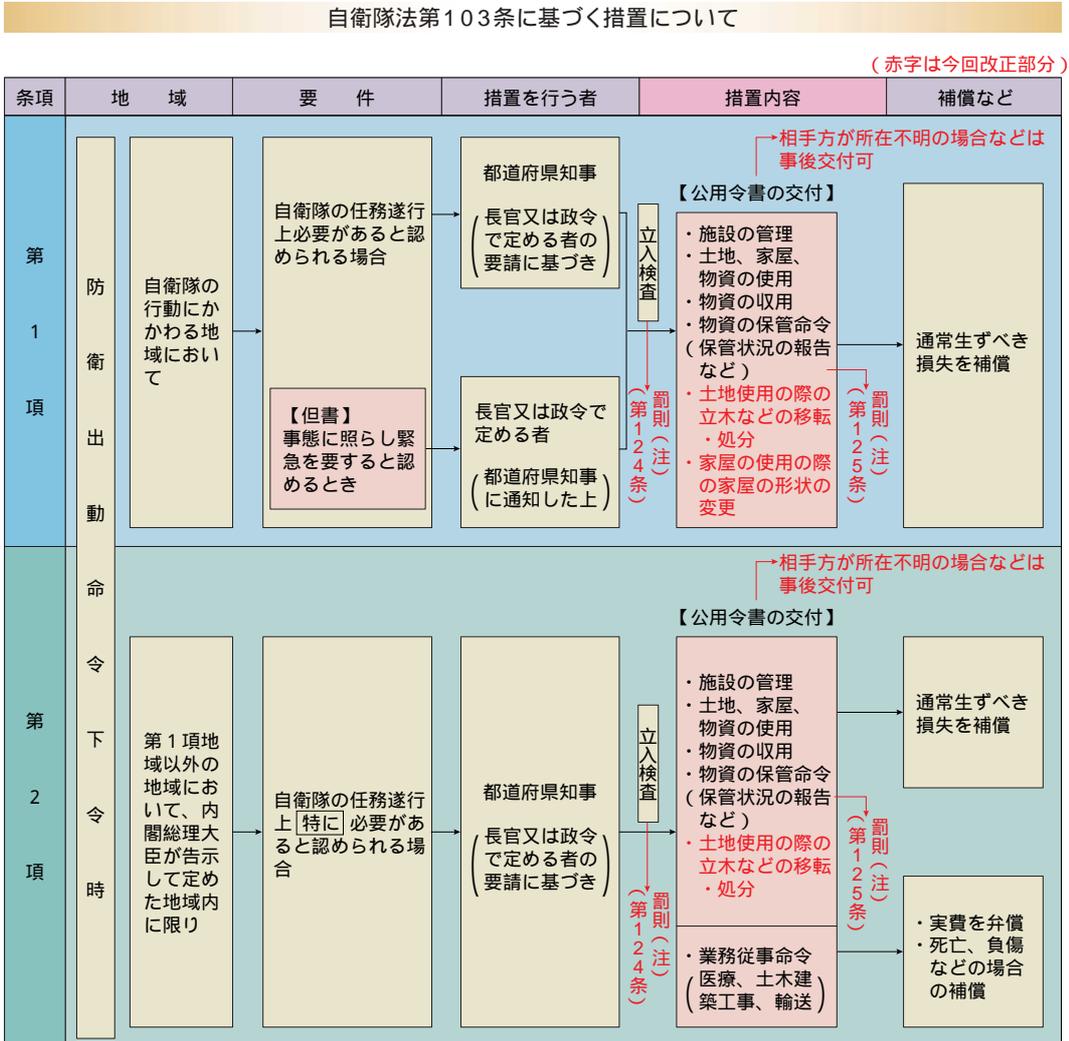
オ 上記ウ及びエにより土地を使用し、又は立木などを移転し、又は処分する場合の手続及び損失補償については、自衛隊法第103条の規定を準用する。

(3) 防衛出動時における自衛隊の緊急通行にかかわる規定の新設

防衛出動を命ぜられた自衛隊の自衛官は、その自衛隊の行動にかかわる地域内を緊急に移動する場合において、通行に支障がある場所をう回するため必要があるときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地若しくは水面を通行することができる。その場合において、その通行のために損害を受けた者から損失の補償の要求があるときは、その損失を補償する。

(4) 取扱物資の保管命令に従わなかった者などに対する罰則

ア 自衛隊法第103条の規定による取扱物資の保管命令に違反してその物資を隠匿し、毀棄し、又は搬出した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。



イ 自衛隊法第103条の規定による立入検査(防衛出動下令前の防御施設構築のために土地を使用する場合の立入検査を含む。)を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、20万円以下の罰金に処する。

ウ 法人の代表者法人又は人の代理人、使用人その他の従業員が、上記ア又はイの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対してもそれぞれの罰金刑を科する。

(5) 防衛出動時における関係法律の特例の整備

部隊の移動、輸送、土地の利用、建築物建造、衛生医療及び戦死者の取扱について防衛出動などを命ぜられた自衛隊の任務遂行を円滑ならしめるための適用除外その他の特例を設ける。特例を設ける法律及び特例の内容については、次の図表のとおり。

(6) その他

武力攻撃事態対処法により、武力攻撃事態に至ったときの対処基本方針にかかわる国会承認などの手続が新設されることに伴い、自衛隊法第76条の規定により内閣総理大臣が防衛出動を命ずる際の手続については武力攻撃事態対処法によることとする。

{防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正}

(1) 防衛出動を命ぜられた職員(政令で定めるものを除く。)には、防衛出動手当を支給する。その種類は「防衛出動基本手当」及び「防衛出動特別勤務手当」とする。

- (2) 防衛出動基本手当は、防衛出動時の勤労の強度などの勤労条件及び危険性、困難性の著しい特殊性に応じて、防衛出動特別勤務手当は防衛出動時の戦闘又はこれに準ずる勤務の著しい危険性に応じて、支給するものとする。
- (3) 防衛出動基本手当とその他の手当との支給調整に関する規定を整備するとともに、防衛出動基本手当及び防衛出動特別勤務手当の額その他支給に関して必要な事項は政令で定める。
- (4) 防衛出動手当を公務災害補償の平均給与額算定の基礎に加える。

防衛出動時における関係法律の特例

	法律名	特 例
部隊の移動、輸送	道路法	防衛出動を命ぜられた自衛隊の部隊などが通行のため応急措置として道路工事をする際に必要な道路管理者に対する手続を緩和。 防衛出動又は防衛施設構築措置を命ぜられた自衛隊の部隊などが道路予定区域内で建築などをする際に必要な道路管理者に対する手続を緩和。
	道路交通法	防衛出動を命ぜられた自衛隊の部隊などが道路工事などのために道路を使用する際に必要な警察署長に対する手続を緩和。 防衛出動命令又は出動待機命令を受けた隊員の運転免許証の有効期間などについて政令で特別の定めを置くこと。
土地の利用	海岸法	防衛出動又は防衛施設構築措置を命ぜられた自衛隊の部隊などが海岸保全区域などにおいて建築などをする際に必要な海岸管理者に対する手続を緩和。
	河川法	防衛出動又は防衛施設構築措置を命ぜられた自衛隊の部隊などが河川区域などにおいて建築などをする際に必要な河川管理者に対する手続を緩和。
	森林法	防衛出動又は防衛施設構築措置を命ぜられた自衛隊の部隊などが保安林において立木の伐採などをする際に必要な都道府県知事に対する手続を緩和。 保安林予定森林における立木竹の伐採などに関する規制は、防衛出動又は防衛施設構築措置を命ぜられた自衛隊の部隊などについては適用除外。
	自然公園法	防衛出動又は防衛施設構築措置を命ぜられた自衛隊の部隊などが自然公園の特別地域などにおいて建築などをする際に必要な環境大臣などに対する手続を緩和。
	漁港漁場整備法	防衛出動又は防衛施設構築措置を命ぜられた自衛隊の部隊などが漁港区域内で建設などの行為をする際に必要な漁港管理者に対する手続を緩和。
	港湾法	防衛出動又は防衛施設構築措置を命ぜられた自衛隊の部隊などが港湾区域内などで水域の占用などをする際に必要な港湾管理者に対する手続を緩和。 港湾の区分内における建築などに関する規制は、防衛出動又は防衛施設構築措置を命ぜられた自衛隊の部隊などについては適用除外。
	都市公園法	防衛出動又は防衛施設構築措置を命ぜられた自衛隊の部隊などが都市公園などを占用する際に必要な公園管理者に対する手続を緩和。
	都市緑地保全法	防衛出動又は防衛施設構築措置を命ぜられた自衛隊の部隊などが緑地保全地区において建築などをする際に必要な都道府県知事に対する手続を緩和。
	土地収用法	起業地の形質の変更に関する規制は、防衛出動又は防衛施設構築措置を命ぜられた自衛隊の部隊などについては適用除外。
	土地区画整理法	土地区画整理事業の施行地区内における建築などに関する規制は、防衛出動又は防衛施設構築措置を命ぜられた自衛隊の部隊などについては適用除外。
	首都圏近郊緑地保全法	近郊緑地保全区域における建築などに関する規制は、防衛出動又は防衛施設構築措置を命ぜられた自衛隊の部隊などについては適用除外。
近畿圏の保全区域の整備に関する法律	近郊緑地保全区域における建築などに関する規制は、防衛出動又は防衛施設構築措置を命ぜられた自衛隊の部隊などについては適用除外。	
都市計画法	開発区域などの内における建築などに関する規制は、防衛出動又は防衛施設構築措置を命ぜられた自衛隊の部隊などについては適用除外。	
建築物建造	建築基準法	応急仮設建築物に建築基準法の規定を適用しないこととしている建築基準法第85条を、防衛出動又は防衛施設構築措置を命ぜられた自衛隊の部隊などが建築する建築物に準用。撤収が命ぜられるなどした後においてもその建築物を存続させる場合は特定行政庁の許可が必要
	消防法	防衛出動又は防衛施設構築措置を命ぜられた自衛隊の部隊などが応急措置として新築などの工事を行った防火対象物で政令で定めるもの(航空機用掩体など)には、消防用設備などの設置、維持義務の規定は適用除外。
衛生医療	医療法	防衛出動又は出動待機命令を受けた自衛隊の開設する野戦病院などについては適用除外。
	麻薬及び向精神薬取締法	防衛出動を命ぜられた部隊の医師又は歯科医師は、その部隊が撤収を命ぜられるまでの間、麻薬施用者とみなす。
戦死者の取扱	墓地、埋葬等に関する法律	防衛出動を命ぜられた自衛隊の隊員の埋葬及び火葬については適用除外。

武力攻撃事態対処関連3法成立の意義

本年6月6日、小泉総理は、武力攻撃事態対処関連3法の成立に際しての談話で、「国と国民の安全の確保は、国家存立の基盤をなすものであり、そのための法制の整備は、わが国の安全保障上の長年の懸案でありました。昨年4月、政府案を国会に提出して以来、衆参両議院において活発な議論が行われ、これらの法律が、与野党の幅広い合意の下に成立したことは大きな意義を有するものであります。」と述べた。

いわゆる「有事法制」については、ややもすれば、これまでそのような法制を研究すること自体が戦争を招くのだとする議論が見られ、必ずしも個別具体的な論点について十分な議論が行われてこなかった。しかし、近年、わが国では安全保障についての議論が活発に行われるようになっており、今国会においては、与野党により、自衛隊による武力の行使や集団的自衛権にかかる事項、武力攻撃事態への対処と地方公共団体との関係など、広範な論点にわたっての議論が行われ、その結果、与野党の共同による修正が行われた。

こうして、幅広い支持を得て武力攻撃事態対処関連3法が成立したが、その審議における活発な議論を通じ国民の理解はより深まったと考えられる。

これら3法の成立は、活発な議論を通じての国民の理解の深まりを受け、与野党の幅広い合意が形成されたという点で、わが国の防衛政策にとって歴史的転換点であるといえよう。また、これら3法の内容としては、武力攻撃事態における自衛隊の行動の円滑化のみならず、政府全体としての取組の仕組みを定め、さらに、国民の保護のための法制などをはじめとして、今後整備すべきもののプログラムを示しているという点で、前述の談話で小泉総理が述べたように「政府の最も重要な責務である緊急事態への対処に関する制度の基礎が確立した（中略）（本年6月6日 小泉総理談話）」ことになる。

したがって、今後は、国民の保護のための法制をはじめとする個別の法制の整備、更には運用面での態勢の整備などを行うこととなることから、防衛庁としては、引き続き関係省庁と緊密に協力しながら精力的に整備を進めていく必要があると考えている。

今後取り組むべき分野

【国民の保護のための法制】

国民の保護のための法制については、政府はこれまでの検討状況に基づき、「国民の保護のための法制について」を取りまとめ、本年の通常国会において説明したが、その内容は次のとおりである。

国民の保護のための法制については、国民の権利・義務とも関係を有し、検討事項も多岐に及ぶことから、地方公共団体や関係する民間機関などの意見を聴き、十分な国民の理解を得つつ整備を進めていくべきものである。そのため、武力攻撃事態等対処法案の成立後、早急に関係する団体や機関との本格的な調整を進めることとしている。

次に示すものは、昨年公表した国民の保護のための法制の輪郭について、地方公共団体や関係する民間機関などの意見を踏まえ、取りまとめたものである。

目的

地方公共団体その他の機関の実施すべき措置を明確化

国全体として万全な態勢を整備し、国民の保護のための措置を総合的に推進

国、地方公共団体その他の機関が相互に協力

配慮事項

高齢者、障害者、乳幼児など特に配慮を要する者の保護に留意

国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施

(1) 国の責任の明確化

ア 国による主導的な対処

国は、武力攻撃事態において、対処基本方針を策定し国民の保護のための措置を総合的に推進、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関などの計画又は業務計画の指針となる「国民の保護に関する基本指針」を策定、武力攻撃事態対策本部長（以下、対策本部長）は住民の避難を実施するに当たり、都道府県知事に対して避難に関する措置を実施すべき旨を指示、地方公共団体の対処措置などに要する費用については、国費の負担。

イ 国の方針に基づく対処

指定行政機関及び指定地方行政機関は、基本指針に基づき国民の保護に関する計画を策定。都道府県、市町村は基本指針に基づき国民の保護に関する計画を策定。指定公共機関は基本指針に基づき国民の保護に関する業務計画を策定。

ウ 国による対処措置

対策本部長は、武力攻撃災害の発生が予測され、又は現に武力攻撃災害が発生したときは、武力攻撃事態の現状及び今後の予測、武力攻撃災害が予測される地域、住民の避難のため実施される対処措置に関する事項、についての警報を発令、国は、原子力施設などの安全確保などのため、取扱事業者に必要な措置を命令、国は、武力攻撃に伴い放射性物質、毒性物質などによる汚染が生じたときは、汚染の除去など必要な措置を実施、国は、状況により、外国人医療関係者による医療の提供又は外国医薬品の授与を承認、国は、国民生活の安定などのための措置を実施。国は、現行法制の特例を制定。

エ 地方公共団体などへの支援

国は避難住民などの救援に必要な物資及び資材を供給するとともに、地方公共団体

が行う救援に対し必要な支援を実施、 国は、大規模又は特殊な武力攻撃災害の対処に関し、自ら必要な措置を実施、 国は、都道府県などの応急復旧に対し必要な支援を実施。

オ 内閣総理大臣による是正措置

内閣総理大臣は、次の措置に関し是正のための「指示」又は「自らの対処措置の実施」を行うことができる。

都道府県知事の、 住民に対する避難指示、 住民の避難誘導、 都道府県の区域を越えた避難住民の受入れ、 避難住民の救援、に関する措置。指定公共機関である運送事業者の避難住民又は救援のための緊急物資の運送に関する措置。公共的施設の管理者の応急復旧に関する措置

カ 国民への情報の提供

警報の発令、 武力攻撃事態などの状況の公表、 被災状況の公表、 安否情報の提供、 インターネットの活用

(2) 地方公共団体の役割

ア 地方公共団体の責任と権限

閣議決定で指定された都道府県及び市町村は、都道府県知事又は市町村長を本部長とする国民保護対策本部を設置、 都道府県知事は、住民に対する避難指示、避難住民などの救援を実施、 市町村長は、避難住民の誘導を行い、武力攻撃災害発生の際は応急措置などを実施。

イ 地方公共団体による避難の措置

都道府県知事は、対策本部長の指示を受けて住民に対し避難を指示、 都道府県知事は、都道府県の区域を越えて避難を指示するときは、避難先の都道府県知事に対し、避難住民の受入れを要請、 市町村長は、職員を指揮し、避難住民を誘導。消防は、市町村長の命を受け、避難住民を誘導。警察及び海上保安庁、自衛隊は、市町村長を中心に調整を行って避難住民を誘導、 都道府県知事は、国の定める基準を満たす施設を、管理者の同意を得て避難地として指定、 国及び地方公共団体は、住民の避難や救援に必要な物資・資材を蓄積。

ウ 地方公共団体による救援

都道府県知事は、 避難住民などの救援（収容施設の提供、炊き出し、医療の提供など）を実施、 収容施設を確保するため、所有者の同意を得て、土地、家屋などを使用、 医薬品、食品などの物資の生産、販売、輸送などを業とする者に対し、当該物資の保管を命じ売渡しを要請、 医療関係者に対し医療の提供を要請、 医療施設確保のため、所有者の同意を得て、土地、家屋などを使用。

エ 地方公共団体による武力攻撃災害への対処

(ア) 武力攻撃災害への対処

武力攻撃災害の兆候を発見した者は市町村長などに通報し、市町村長は都道府県知事に通知。

(イ) 市町村長などの応急措置

市町村長は、武力攻撃災害が発生又は発生しようとしているときは、応急措置（危険物件の事前措置、一時避難の指示、土地、建物及び物件の一時使用、支障物件の除去、現場での協力要請）を実施（警察官や海上保安官、自衛官も補完的に実施）

市町村長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生しようとしているときは、警戒区域を設定。

(ウ) 消 防

都道府県知事は、武力攻撃災害の防御に関し、市町村長などに指示

(エ) 生活関連施設の安全確保・交通の規制

都道府県知事は、国の定める生活関連施設の管理者に対し、警備強化など安全確保のための措置を要請。警察、消防などは当該措置を支援、都道府県公安委員会、海上保安部長などは、生活関連施設の安全確保のため、当該施設の周辺に立入制限区域を設定、都道府県公安委員会は、緊急輸送の確保などのため、交通を規制、警察官は、通行禁止区域などにおいて運転者などに対し車両の移動などを指示し、必要に応じ自ら当該措置を実施。

(オ) 衛生の確保

市町村長又は都道府県知事は、廃棄物処理業者などに対し、許可の区域外の廃棄物の処理などを要請

(3) 指定公共機関などの役割

ア 指定公共機関の対処措置

放送事業者による、警報、武力攻撃事態などの状況及び避難の指示の内容の放送、日本赤十字社による医療その他の救援の協力、電気事業者、ガス事業者などによる適切な供給の実施、日本銀行による通貨・金融の調節及び信用秩序の維持、運送事業者による避難住民又は救援のための緊急物資の運送、電気通信事業者による通信の優先的取扱、など。

イ 指定地方公共機関の措置

都道府県知事は、公益的事業を営む法人又は公共的施設の管理者の中から指定地方公共機関を指定。

放送事業者による警報、武力攻撃事態などの状況や避難の指示の内容の放送、ガス事業者などによる適切な供給の実施、運送事業者による避難住民又は救援のための緊急物資の運送、など。

(4) 国民の役割

ア 国民の協力

(ア) 国民は次の協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努める。

住民の避難や被災者の救援の援助、消火活動、負傷者の搬送又は被災者の救助の援助、保健衛生の確保に関する措置の援助、避難に関する訓練への参加。

(イ) 国及び地方公共団体は、武力攻撃事態における住民の自主的な防災組織やボランティアの自発的活動に対し支援。

イ 国民の権利及び義務に関する措置

国などによる原子炉、放射性物質及び危険物質などを取り扱う者に対する措置命令。都道府県知事による、収容施設を確保し、医療施設を臨時に開設するための土地、家屋などの所有者に対する要請又は当該土地、家屋などの使用、医薬品、食品などの緊急物資の保管命令、売渡し要請又は収用、医療関係者に対する医療の提供の要請又は指示、市町村長による、応急措置としての土地、建物などの一時使用又は物件の使用など。

(5) その他

ア 復旧に関する措置

指定行政機関の長など災害復旧の実施について責任を有する者は、武力攻撃災害の復

旧を実施

イ 損失補償・損害賠償

この法制に基づき、収容その他の処分を受け、又は総合調整若しくは指示に従った結果不測の損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償、協力した住民又は医療を提供した医療関係者が死亡又は負傷などしたときは、損害を補償。

ウ 大都市の特例

指定都市は、救援に関する事務を実施。

エ 罰則

原子炉、放射性同位元素、危険物質などによる危険防止のための措置命令に違反した者、物資の保管命令に従わず、又は保管命令などに伴う立入検査を拒んだ者、交通規則又は警戒区域若しくは立入制限区域の立入制限などに従わなかった者。

【その他の法制】

武力攻撃事態対処法に定められた枠組の中、自衛隊の電波利用の円滑化、船舶・航空機の航行に関する措置などに関する自衛隊の行動の円滑化のための法制、米軍が実施する日米安保条約に従って武力攻撃を排除するために必要な行動が円滑かつ効果的に行われるための措置のほか、捕虜の取扱いに関する法制及び武力紛争時における非人道的行為の処罰に関する法制についても、今後、検討していく必要がある。

2 部隊行動基準の策定に向けた取組

武力攻撃事態、それ以外の緊急事態などにおける自衛隊の部隊行動に際して、文民統制の下、法令などを守りつつ、それぞれの部隊がその時々的情勢や現場の実情に応じて的確な行動をとることが必要である。部隊行動については、その基本事項などを定めた自衛隊法などを受け、部隊行動の要領に関する一般的な規範として各種規則が整備されている。しかしながら、不審船や武装工作員などへの対応が求められる中、部隊などがよりの確に任務を遂行^{すいぎょう}するためには、法令などの範囲内で部隊などがとり得る対処行動の限度を明確に示すことで、部隊行動を適切に律することが一層重要となっている。このような観点から、防衛庁では、「部隊行動基準」を作成している。

部隊行動基準は、法令などの範囲内で、部隊などがとり得る具体的な対処行動の限度を長官の行う政策的判断に基づき示すことにより、部隊などによる法令などの遵守を確保するとともに、的確な任務遂行に資することを目的としている。これにより、部隊指揮官の政策的判断にかかわる負担は軽減されるとともに、部隊行動を政府の方針に的確に合致させることが容易になる。

諸外国の緊急事態法制

平時や緊急事態に関わらず、国の権限が憲法・法律に従って合法的に行使されることは法治国家の基本である。法治国家では、戦争、内乱、大災害など、国家が存立の危機にさらされた事態に、国家としてどのように対処するのかについて緊急事態法制が定められている。

諸外国の緊急事態法制は、その国の政治体制、歴史的経緯などにより、規定されている内容、要領などは様々である。

1 ドイツの緊急事態法制

ドイツでは、先の大戦の反省を踏まえ、政府による権限濫用を防止するため、原則的には政府の措置を立法・司法の統制下に置くこととしている。

基本法（憲法）には、円滑に対処態勢を確立できるよう、脅威の度合い・内容に応じて事態が細分化され、それぞれの事態ごとに議会が行う事態の認定の要件、政府がとり得る非常措置の発動の内容などが明示されており、また、議会が政府の非常措置を統制する。

その非常措置の発動と連動した様々な政府の具体的措置は個別の法制で規定される。例えば、国家防衛の任務遂行にあたっての法的な規制緩和のため、道路交通規制法、航空法・航空交通法などでは、特例措置や適用除外が定められている。また、民間人の保護や国家防衛のための役務の義務付けに関しては、基本法のほか、食糧確保法、エネルギー安定法、郵便・通信確保法などに規定されている。

2 米国の緊急事態法制

米国の憲法においては、一般的に、緊急事態においては大統領に対し包括的な権限が付与されていると理解され、また、大統領は軍の最高司令官と規定されている。

また、議会による大統領の緊急権限に対する抑制的な試みとして、大統領が海外への軍隊投入に際しての条件・手続を定めた「戦争権限法」と、大統領が緊急事態を宣言する際の手続を定めた「国家緊急事態法」が定められている。

なお、大災害、大規模テロなどへの連邦政府の対応を一元化するため、79（昭和54）年、大統領直属の機関として国家緊急事態管理庁（FEMA）が設立されたが、同時多発テロも踏まえ、国土安全保障に対処する組織を更に強化するため、本年1月、国土安全保障省が創設され、3月にはFEMAも同省の一部となった。

3 韓国の緊急事態法制

北朝鮮との緊張状態が続く中、韓国では、米韓相互防衛条約に基づく連合防衛体制を基軸に防衛体制が整備されている。

大統領は、緊急事態において、戒厳の宣布、緊急命令権、緊急財政処置などの権限を有する。大統領がこのような権限を発動した場合、遅滞なく国会に報告し、その承認を得ることになっている。

また、大統領は緊急事態の認定を行うが、米韓連合司令官は、脅威の程度に従い緊急警戒体制を発令することができる。

個別の法制については、国家が保有する防衛要素を統合し指揮体制を一元化して国家を防衛するため、組織の設置、事態の区分、政府・自治体の権限などを規定した「統合防衛法」、住民の生命・財産の保護のため、住民が遂行すべき防空・防災及び軍事作戦上必要な支援などを規定した「民防衛（民間防衛）基本法」、非常時に人的・物的資源を効率的に活用するための「非常対備資源管理法」、非常時の土地、物資、施設の徴発とその補償に関して規定した「徴発法」、兵役の義務に関して規定した「兵役法」などがある。

4 スウェーデンの緊急事態法制

スウェーデンの国防は、軍事防衛を中心とし、これに市民防衛（人命の保護・救護）、経済防衛（必要な物資の供給の確保）、心理防衛（国民の国防意識の高揚）などを一体化した、全体防衛という思想が流れている。

全体防衛体制の特徴としては、国民の責任が明確にされていること、国防に関する広汎な法制が整備されていること、民間防衛の体制・態勢が整っていること、などが挙げられる。国民の責任については、法律などで16歳から70歳までの全国民が全体防衛に参加するという国防責任が規定されており、また、在留外国人も、軍事防衛を除き、国防責任を有する旨が規定されている。広汎な法制については、具体的には地方行政、司法、警察、通信、郵便、輸送、捕虜の取扱いなどに関連する法制が整備されている。

5 スイスの民間防衛

スイスの民間防衛は、災害、緊急事態及び武力紛争からの住民の保護を目的とし、このような事態からの復旧に寄与するとともに、人道的目的にも貢献するとしている。

担当する組織として、連邦防衛・民間防衛・スポーツ省に連邦民間防衛局があるほか、自治体によって指定された民間防衛事務局や民間レベルの民間防衛組織があり、住民への情報提供、警報発令、住民への行動時の伝達、住民保護、救援・支援、患者の看護、などを任務としている。また、民間防衛に関する組織は戦闘任務をもっておらず、武器も携帯しない。

スイス市民権を持つ男子で兵役義務などを負わない者全てに民間防衛の服務義務があり、居住自治体の民間防衛組織に参加することになる。

なお、住民の義務として、警報発令時、全ての者は民間防衛組織の指示命令に従うとともに、様々な援助が義務付けられる。また、住宅の所有者などは、民間防衛に必要な場合に限り、自己の部屋（シェルターを含む）などを提供する義務がある。